

2012年12月19日

厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課 御中

BSE 発生国からの牛肉等の輸入に関する措置の見直し（案）に関する意見

（法人名）日本生活協同組合連合会  
（所在地）〒150-8913 東京都渋谷区渋谷 3-29-8

今回、貴省が公表された「BSE 発生国からの牛肉等の輸入に関する措置の見直し（案）」（以下、見直し案と表記）に関して、以下の意見を提出いたします。

### 1. 月齢制限および特定危険部位（SRM）の範囲の見直しについて

米国では 2009 年 10 月末から飼料規制が強化されましたが、2012 年 10 月末で既に 36 か月が経過したことから、見直し案に沿って月齢制限が変更されたとしても、日本が輸入する米国産牛肉は飼料規制の強化以降に生まれた牛に由来することになります。

今回、見直しの対象とされた 4 か国については、BSE 感染牛の発生対策上最も重要なポイントである飼料規制が実施されており、また、食品安全委員会のリスク評価の結論では、月齢制限および SRM の範囲に関して「リスクの差は、あったとしても非常に小さく、人への健康影響は無視できる」とされています。

貴省が食品安全委員会のリスク評価に基づき、輸入に関する措置を見直し案のように変更することについては、現時点での科学的な知見に基づく検討の結果として理解できます。

### 2. リスク評価の前提となるリスク管理措置の確認・検証について

見直し案では、「BSE 発生国であっても、食品健康影響評価を踏まえ、安全性を確認した国において飼養された 30 か月齢以下の牛のせき柱は食品の原材料として使用できる」とされています。

一方、食品安全委員会プリオン専門調査会における議論では、座長が「歯列検査で月齢判定はリスク管理側がこれを担保する問題であろうと考えております。方法論としては、教科書レベルで解説されておりますので、それに基づいて、どのように判定していくかというのはリスク管理側の課題であろうと思います」と述べています<sup>1</sup>。

今回、貴省は食品安全委員会のリスク評価に基づいて措置の見直しを行うわけですが、同委員会では、上記のように評価対象国で前提事項が担保されているものとして評価を行っています。

したがって、貴省は今後、歯列検査による月齢判定の妥当性を検証することを含め、海外でリスク管理措置が適切に実行され、リスク評価の前提となる事項が担保されているかどうかの検証を継続的に行い、その結果を国民および食品安全委員会に報告すべきであると考えます。

---

<sup>1</sup> 食品安全委員会プリオン専門調査会第 74 回会合（2012 年 9 月 5 日開催）議事録, 24 ページ, <http://www.fsc.go.jp/fsciis/attachedFile/download?retrievalId=kai20120905pr1&fileId=710>

### 3. 丁寧なリスクコミュニケーションの実施について

感染症のリスクは動的に変動し、対策が遅れば高くなり、有効な対策がとられれば低くなります。BSEのように潜伏期間の長い感染症は対策の効果がはっきりするのに時間がかかりますが、世界的にBSEの封じ込めに成功していると考えられる現在、リスクの程度に応じた対応へと変更していくことは理解できます。

一方、消費者にはリスクの変動やそれに伴う対策見直しの妥当性などの情報が十分に伝わっておらず、かつ海外における実際の管理措置に対する疑念から、多くの不安の声が出されています。消費者の不安に丁寧にこたえていくためのリスクコミュニケーションの充実を求めます。

### 4. 非定型BSEに関する情報の収集や対応の検討について

今回の規制の改正とは直接関係しないと考えますが、国内および海外でBSE対策が引き続き有効に機能したとしても、非定型BSEが孤発性であるとする、BSE非発生国も含めて、非定型BSEの問題が残ることになります。

貴省の対応として、2004年7月以降、BSE非発生国であってもSRMを含む食品は輸入しないよう輸入者を指導していることは承知していますが、これはBSEが万一発生した際の混乱を未然防止する観点からの措置であり、必ずしもリスク評価に基づく対応ではないように思います。

したがって、今後は食品安全委員会や農林水産省と連携しつつ、非定型BSEに重点を置いた情報の収集、リスク評価およびリスクの程度や必要性に応じた対応の検討に取り組むよう要望します。

以上